

にしかつら

主な内容

- 町からのお知らせ P2
 - 西桂町職員募集 P3
 - 国保税改正 P4・P5
 - 後期高齢者医療について P6・P7
- その他のお知らせ P11
- 行事予定・人の動き P15
- フォトニュース P14・P16



役場の仕事 紹介します

Vol.2

簡易水道管理事務

蛇口を回せば出てくる「水」を多くのご家庭に供給しています。(ご自身で井戸を掘られ、水の管理をしているご家庭、事業所もあります)

町では安心して使用する事が出来る「水」を管理しています。

Q 水質検査の頻度は？

A 水道法で定められた頻度を守り、西桂町の水質の状態に合わせた検査計画を立てて、検査を実施しています。項目によっては、毎月検査するもの、年1回のものなど様々です。

Q 年間どのくらいの量の水が汲み上げられてるの？

A 平成 23 年度は約 1,050,000 m³ (t) を取水しました。1.5ℓのペットボトルに換算すると7億本分となります。

Q なんで蛇口を回すと水が出るの？

A 水は高いところから低いところへ流れます。そのため、配水池を高いところへ造り、高さを利用して、圧力を与えて各家庭まで水を送っています。(ポンプを利用し送水している地域、施設もあります。)

情報公開実施状況

西桂町情報公開条例の規定に従い、23年度中の各機関の情報公開について下記のとおり公表します。

23年度中の情報公開実施状況

実施機関	請求件数	左の請求後の対応結果			対応結果のうち不服申し立て件数
		公開	部分公開	非公開	
西桂町	4件	4件	0件	0件	0件
西桂町教育委員会	2件	1件	1件	0件	0件
西桂町選挙管理委員会	0件	0件	0件	0件	0件
西桂町公平委員会	0件	0件	0件	0件	0件
西桂町監査委員	0件	0件	0件	0件	0件
西桂町農業委員会	0件	0件	0件	0件	0件
西桂町固定資産評価審査委員会	0件	0件	0件	0件	0件
西桂町議会	1件	1件	0件	0件	0件

+ 日赤奉仕団員募集

～あなたの力を貸してください～

日本赤十字社西桂町分区では、地域における奉仕活動、また、いつ起こるかわからない災害に備えて、ボランティアとして活動いただける日赤奉仕団員を募集しています。

日赤奉仕団ってなに？

◆日赤奉仕団とは

「人間の生命を守り、一人一人を大切にしたい」という願いのもとに、**“赤十字のボランティア活動を通じて地域社会を住みよくしよう”**とする人々が集まって結成されたボランティア組織です。

どんなことをしているの？

◆日赤奉仕団の主な活動

赤十字奉仕団は各地域において赤十字奉仕活動を住民の方に広く周知していただくとともに、研修に参加して救急法や災害救護活動を学び、地域のニーズに応じて地域社会福祉活動を実施していただきます。おもな活動内容は、町の総合防災訓練や富士・東部地域管内の災害救護訓練への参加、救急法修得のための研修など、人々のしあわせを願い、明るく住みよい社会を築きあげていくため、陰の力となって赤十字活動に取り組んでいただきます。

- 応募要領 健康で活動していただける、意欲のある方ならどなたでも応募できます。
※年齢・性別は問いません。
- 応募締切 平成24年7月31日(火)
《尚、7月31日(火)以降は電話・窓口にて随時受付いたします。》

● 問合せ・お申込み先

いきいき健康福祉センター内 西桂町 福祉保健課 福祉係
(日本赤十字社西桂町分区 西桂町赤十字奉仕団事務局)



西桂町職員募集

西桂町では、平成25年度に職員の採用を予定しています。

希望される方は下記の受験資格を確認して申し込みをしてください。

1 採用職種

事務職 若干名

(大学を卒業した者、卒業見込の者並びにこれらと同程度の学力を有する者)

2 受験資格

(1)年齢要件

昭和59年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者

(2)住所要件

西桂町内在住者又は採用後西桂町内に在住できる者

(3)次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ①日本国籍を有しない者
- ②成年被後見人及び被保護人(準禁治産者を含む)
- ③禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ④当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ⑤日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 申込方法

(1)申込用紙請求先

西桂町役場 総務課総務係

☎25-2121

(2)受験申込受付

【受付期間】平成24年7月17日(火)から
平成24年8月7日(火)まで

【受付時間】午前8時30分から
午後5時15分まで
(土・日・祝日を除きます。)

【受付場所】西桂町役場 総務課総務係
(2階)

【その他】

1. 郵送の場合は、平成24年8月7日までの消印のあるものまで受付します。
2. インターネットでの申し込みは、西桂町ホームページ又は、「やまなし申請・予約ポータルサイト」をご覧ください。

西桂町ホームページ

<http://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp/>

やまなし申請・予約ポータルサイト

<https://www.e-tetsuzuki99.com/eap-pj/yamanashi/>

4 試験の日時及び場所

【第一次試験】

日 時：平成24年9月16日(日)
午前9時00分
(受付は午前8時30分～
時間に遅れた者は受験できません)

場 所：山梨学院大学(甲府市酒折2-4-5)

【第二次試験】

日 時：平成24年11月上旬

場 所：西桂町役場

西桂町では、かかりつけ医や持病などを記入し、専用の容器に入れて保管する「救急医療情報キット」を高齢者や障害者手帳所持者及び健康上不安のある方に無償で配付しています。

〈配付対象者〉

- ① 65歳以上の高齢者
- ② 身体障害等の手帳所持者
- ③ ①、②以外で健康上不安のある方

〈配付方法〉

西桂町いきいき健康福祉センターに直接申請してください。開所時間中は随時受け付けます。

〈問い合わせ先〉

いきいき健康福祉センター内
福祉保健課福祉係

地区名	対象者	配付数	配付率
倉見	239	159	66.5
柿園	260	217	83.5
本町	128	82	64.1
上町	315	232	73.7
下暮地	205	101	49.3
合計	1,147	791	69.0



救急医療情報キット
の配付状況について

及び納期数の増加について

《再掲・合計分》

区 分		改 正 前	改 正 後
合 計	所得割額	7.9%	9.4%
	資産割額	48.5%	38.0%
	均等割額	34,000 円	39,000 円
	平等割額	37,000 円	37,000 円
	賦課限度額	770,000 円	770,000 円

4. 納期の改正について

国民健康保険の税率改正を行う中で、納期回数を増やすことにより、加入者の皆様の納付 1 回当たりの負担を少しでも軽減できるよう、下記のとおり納期の改正を行います。

納 期	改 正 前		改 正 後	
	普通徴収	特別徴収(年金天引き)	普通徴収	特別徴収(年金天引き)
4 月		第 1 期		第 1 期
5 月				
6 月		第 2 期		第 2 期
7 月	第 1 期		第 1 期	
8 月	第 2 期	第 3 期	第 2 期	第 3 期
9 月	第 3 期		第 3 期	
10 月		第 4 期	第 4 期	第 4 期
11 月	第 4 期		第 5 期	
12 月		第 5 期	第 6 期	第 5 期
1 月	第 5 期		第 7 期	
2 月	第 6 期	第 6 期	第 8 期	第 6 期

6. 国保税の年金からの天引き（特別徴収）について

世帯内の国民健康保険被保険者が全員65歳から74歳の世帯は、世帯主の年金から国保税が天引きになります。

特別徴収される方は、当年度の保険税が確定するまでは仮の税額を年金から納めていただきます。保険税が確定したら、仮徴収税額を差し引いた残りの額を本徴収として納めていただきます。

既に特別徴収されている方は、前年度2月と同額を、仮徴収期間は納めていただきます。

65歳になり、特別徴収に変更となる初年度の仮徴収税額の算定方法は前年度を基に算出します。

下記に該当する場合は年金より天引き出来ませんのでご了承ください。

- ・年金が年額18万円未満
- ・国保税と介護保険料の天引き額の合計が、年金額の2分の1を超える
- ・世帯主が会社の健康保険などの被用者保険又は後期高齢者医療制度の加入者である
- ・世帯の国民健康保険の被保険者に65歳未満の方がいる

なお、特別徴収（年金からの天引き）から国民健康保険税の納付方法を口座振替に切り替え、申出（審査あり）していただくことにより、特別徴収（年金からの天引き）を中止することができます。

国民健康保険税の税率改正

国民健康保険制度の健全運営のため、西桂町国民健康保険運営協議会に諮問しておりました平成24年度からの保険税率・納期数は、次の改正内容で町長へ答申されました。

町では、この答申に基づき、6月定例町議会に国民健康保険税条例の一部改正を提案し、6月15日、町議会にて西桂町国民健康保険税条例の改正案が議決され、平成24年度の税率及び納期について、西桂町国民健康保険運営協議会答申のとおり決定いたしました。

1. 国民健康保険制度について

国民健康保険制度は、職場の健康保険や後期高齢者医療制度の加入者、生活保護を受けている方を除いた全ての方が加入する制度で、病気やけがをしたとき、安心して医療機関を受診できるように、相互扶助のための加入者の方からの保険税や、国・県などの負担金、町からの繰入金を主な財源とし、特別会計として独立採算で運営しています。

2. 国保財政について

近年の国保財政は、長引く景気の低迷による国保被保険者の増加に伴う診療件数の増加や高齢者の医療費増加等により、大変厳しい状況にあります。特に、高額医療対象者の大幅な増額に伴い、著しく医療費が伸びており、国保財政の不測の事態に備えて積み立ててきた国保財政調整金を取り崩しながら、財源不足を補ってきました。

このような運営の中で、実質単年度収支は平成21年度は約10,000千円の赤字、平成22年度は約11,000千円の赤字となっており、平成23年度は国保財政の健全化を維持するため、医療給付費分の所得割税率及び介護納付金分の所得割額を改正したにもかかわらず、約13,500千円の赤字となっています。

以上のことから、町では国保財政の健全な財政安定を図るため、今年度の保険税率を昨年度に引き続いて改正せざるを得なくなりました。加入者の皆様にはさらなるご負担をおかけすることになりますが、相互扶助を基本とした国民健康保険制度の趣旨にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

3. 税率・税額の改正内容（改正後の黒太字は増分、青太字は減分を示しています。）

	改 正 前			改 正 後		
	医療給付分	後期支援分	介護納付分	医療給付分	後期支援分	介護納付分
所 得 割(注1)	5.5%	1.2%	1.2%	5.8%	1.8%	1.8%
資 産 割(注2)	32.0%	10.0%	6.5%	25.0%	8.0%	5.0%
均 等 割(注3)	22,000 円	5,000 円	7,000 円	23,000 円	7,000 円	9,000 円
平 等 割(注4)	25,000 円	7,000 円	5,000 円	25,000 円	7,000 円	5,000 円
賦課限度額(注5)	510,000 円	14,000 円	12,000 円	510,000 円	140,000 円	120,000 円

注1 所得割額……控除後の所得金額及び山林所得の合計額に乘じる率です。

注2 資産割額……土地及び家屋にかかる固定資産税額に乘じる率です。

注3 均等割額……被保険者一人当たりの額です。

注4 平等割額……一世帯当たりの額です。

注5 賦課限度額…算出した一年間の国保税が条例で定められた額を超えると、その額で打ち切る額です。

医療についてのお知らせ

■ 保険料の軽減について

【軽減一覧表】平成24年度では後期高齢者医療保険料の軽減は次のようになっております。

◆均等割軽減（均等割額…39,670円）

軽減判定対象総所得金額等が次に該当する世帯の被保険者は、下記の均等割額が軽減されます。

軽減割合	判定方法	軽減額	均等割額
9 割軽減	8.5 割軽減に該当する場合に、その世帯の被保険者全員に年金収入以外の所得がなく、年金収入 80 万円以下	35,703 円	3,967 円
8.5 割軽減	33 万円以下	33,719 円	5,951 円
5 割軽減	33 万円 + {24.5 万円 × 被保険者数 (世帯主を除く)} 以下	19,835 円	19,835 円
2 割軽減	33 万円 + {35 万円 × 被保険者数} 以下	7,934 円	31,736 円

※ 基礎控除額などは税制改正などで今後変わることがあります。

※ 判定時は、世帯主及び被保険者の軽減判定の総所得金額等にて判定します。

※ 公的年金を受給されている方は、判定時に15万円が控除されます。

◆所得割軽減

賦課のもととなる金額が、58万円を超えない被保険者については、所得割額が一律5割軽減されます。

◆被用者保険の被扶養者に対する9割軽減

被用者保険の被扶養者であった場合には、所得割額は発生せず、均等割額は9割軽減されます。均等割軽減額は、35,703円となるため、保険料額は3,960円となります。

●高齢者を狙った振り込み詐欺にご注意ください。●

厚生労働省や広域連合、市町村職員を装った不審な電話や訪問が全国で多発しています。

【振り込み詐欺】

- ◆職員を装い、保険料や、医療費の返還金があると偽り、お金をだまし取るものです。
- ◆携帯電話番号や口座番号を聞き出したり、銀行等のATMの操作を指示します。

【被保険者証詐欺】

- ◆職員を装い自宅を訪問し、被保険者証の更新と偽り、被保険者証をだまし取るものです。

○広域連合や市町村ではATMを利用した払い戻し手続きや、被保険者証の更新で突然訪問することは一切ありません。不審な電話や訪問者に対しては、即答せず、所属、氏名を確認の上、役場までお問い合わせください。

問い合わせ先 税務住民課 住民係



平成24年度 後期高齢者

■ 後期高齢者医療被保険者証について

新しく有効期限が平成25年7月31日の後期高齢者医療被保険者証が交付されます。

新しい後期高齢者医療被保険者証は「さくら色」となります。

被保険者の皆様のお手元には7月下旬には簡易書留にて郵送されます。新しい被保険者証はお手元に届きました日よりお使いになることができます。

現在お使いのものにつきましては、8月以降お使いになれません。古い被保険者証につきましては個人情報記載をされていますので、裁断するなどして廃棄していただきますようお願いいたします。

■ 限度額適用・標準負担額減額認定証について

限度額適用・標準負担額減額認定証につきましては平成24年8月1日より新しいものとなります。こちらの証の色は変更ありませんが、有効期限が平成25年7月31日までのものとなり、被保険者証に同封し郵送いたします。

前年度交付を受けている方で今年度も適用要件に該当する場合は、引き続き交付させていただきます。

■ 平成24年度後期高齢者医療保険料について

平成24年7月に平成24年度後期高齢者医療保険料が決定されます。平成24年度後期高齢者医療保険料は平成23年中の年金や給与・農業・不動産といった収入に基づいて算定され、平成24年4月から翌年3月までの1年間分をそれぞれの納付方法に応じた納期回数で除した金額で各期納めていただきます。

今年度の7月算定時に賦課対象とする被保険者の方は平成24年7月1日までに資格を取得されている方です。また以降の月において、資格を取得した被保険者の方へは、取得月の翌月に通知書等を送付いたします。

■ 納付方法について

特別徴収（年金より直接天引き）の方には、7月中旬に保険料決定通知書及び納入通知書が送付され、10月以降（12月、翌年2月）に天引きされます。

また翌年度4月以降の仮徴収額は、2月時の特別徴収額と同額になります。

既に仮徴収されている方は、本算定された年額から4・6・8月に納めていただいた金額を控除した差額が10・12・翌年2月の3回に分けて天引きされます。

普通徴収の方（納入書等により直接金融機関等で納める方あるいは口座振替を申請された方）は、7月中旬に保険料決定通知書及び納入書が送付されます。納期は年8回（7月から翌年2月まで毎月）となっております。

また後期高齢者医療保険料についてはコンビニエンスストアでは納付できませんのでご注意ください。

口座振替の方については、記載された納期限に口座より引き落としされます。納付期日をご確認の上、納め忘れや残高不足のないようご注意ください。

また、各納期限までに納付がない場合には、翌月20日頃に督促状がお手元に届きますので、ご了承ください。

が大幅に上がります

介護保険料の決定に影響を与える要因（保険料上昇の要因）

今回の保険料上昇の要因として、次のことが影響しています

●介護サービスの総費用（介護事業所への支払費用）の増加

要介護認定者数の増加・介護報酬の改定（+1.2%）等

●介護給付費の実績と今後の見込み

介護給付費（介護事業所へ支払う費用）の伸びをご覧ください。

介護給付の実績と今後の見込み

単位：千円

第3期介護保険実績			第4期介護保険実績			第5期介護保険見込み		
H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
170,211	163,079	194,920	208,617	221,722	258,467	286,025	305,472	325,859
-5.1%	-4.2%	19.5%	7.0%	6.3%	16.6%	10.7%	6.8%	6.7%
528,210			688,806			917,356		

※ %の数値は、対前年度の増加率を表しています。

●負担割合の変更

介護サービスの総費用のうち、第1号被保険者（65歳以上の方）の負担は、第4期（H21～H23）は、20%でしたが、今回の第5期（H24～H26）では21%になりました。これは、高齢者人口の増加によるものです。

介護保険料の納付

●特別徴収

年金の支払い月（年6回）に分けて天引きになります。7月に通知書が送付されますので金額を確認してください。

H24年度から保険料が上がるため10月から差し引かれる金額が大きくなりますのでご注意ください。

●普通徴収

7月に納付書を送付しますので役場又は金融機関で納めてください。

特別徴収

年金支払い月

4月 6月 8月 10月 12月 2月

↑
仮算定
※前年度2月分と同額

↑
本算定
※年間保険料から仮算定を除いた額

普通徴収

納付月

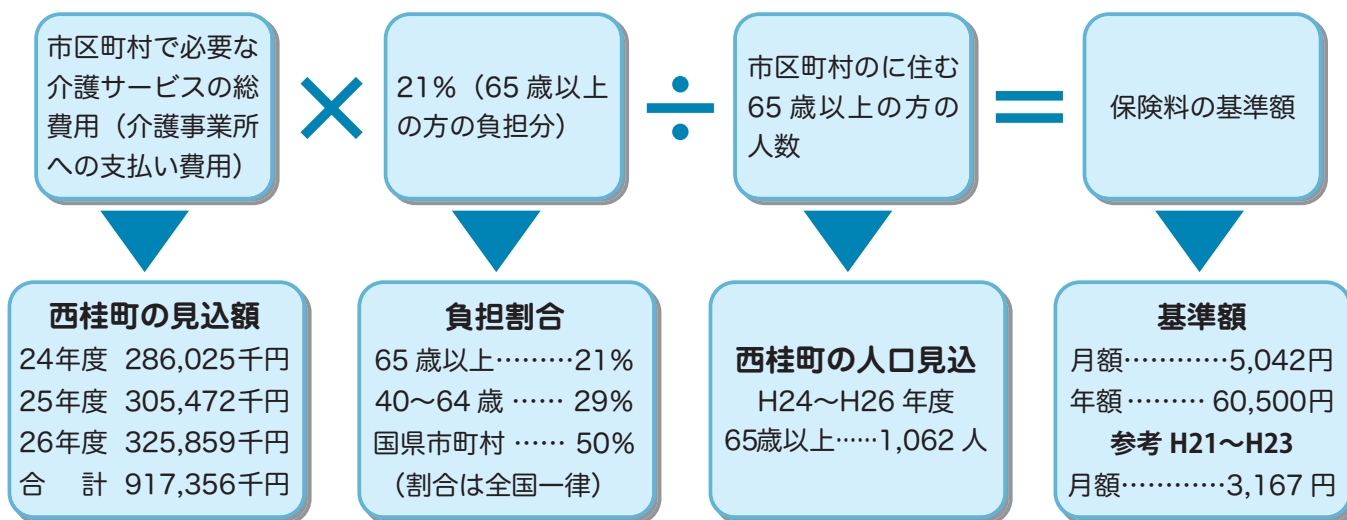
7月 8月 9月 11月 1月 2月

65歳以上の方の介護保険料

介護保険料算定の仕組みは次のとおりです

保険料は、3年ごとに見直され、3年間同額の保険料となります。（今回は24年～26年度）
保険料は、介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

●第1号被保険者（65歳以上の方）の「保険料の基準額」はどのように算出されます



第5期（H24年度～H26年度）介護保険料

上記の保険料基準額をもとに、下記により個人の保険料が決まります。

所得段階	対 象 者	保険料調整率	保険料 月額・年額	参 考 前回保険料
第1段階	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が住民税非課税の方	×0.50	2,525 円 30,300 円	1,583 円 19,000 円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の方	×0.50	2,525 円 30,300 円	1,583 円 19,000 円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、第2段階に該当しない方	×0.75	3,783 円 45,400 円	2,375 円 28,500 円
第4段階	世帯員に住民税課税者がおり、本人は住民税非課税の方	基準額	5,042 円 60,500 円	3,167 円 38,000 円
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満の方	×1.25	6,300 円 75,600 円	3,958 円 47,500 円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上の方	×1.50	7,566 円 90,800 円	4,750 円 57,000 円

高齢者(65歳以上の方)の 特定健診の申し込みについて

左記の日程において、高齢者健診を実施いたします。

社会保険の被扶養者の方は、受診券が必要です。

なお、肺へリカルCT検査・乳がん検診、その他、詳細については、いきいき健康福祉センターにお問い合わせください。

■お問い合わせ

いきいき健康福祉センター
福祉保健課保健係

日 程	8月23日(木)・24日(金)
時 間	午前8:30～10:00
場 所	いきいき健康福祉センター
対 象 者	65歳以上 (昭和23年4月1日以前に生まれた方)
受診内容	・特定健診 ・生活機能評価 ・胃がん検診 ・超音波検診 ・大腸がん検診 ・肺がん検診 (レントゲン)
申込期間	7月23日(月)～7月27日(金)

■助成対象接種期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日

区 分	助成対象者	助成金額
子宮頸がん予防ワクチン	小学6年生～高校1年生 (相当の女子)	1回につき15,000円(上限) 3回接種で合計45,000円(上限)
ヒブワクチン	生後2ヶ月～5歳未満の乳幼児 初回接種時の月(齢)によって 接種回数異なります。	1回につき8,000円(上限)
小児用肺炎球菌ワクチン		1回につき10,000円(上限)

■注意・ワクチンは、任意接種です。

(法的な義務ではなく、希望によります)

- ・予防接種の効果や副反応について確認しましょう。
- ・接種の際は、必ず母子手帳と保険証を持参しましょう。

■お問い合わせ

いきいき健康福祉センター
福祉保健課保健係

今年度も子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・ 小児用肺炎球菌ワクチン接種費用を助成します

日本脳炎定期予防 接種のお知らせ

日本脳炎定期予防接種は、平成21年6月2日より、使用ワクチンに新日本脳炎

ワクチン(乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン)が承認され、接種差し控えにより、接種機会を逃した方を対象に、接種年齢と接種内容によって順次、接種が行われております。

平成24年度は、小学3年生・4年生に対して、第1期の不足分について接種の積極的な勧奨をおこなっております。

なお、積極的な勧奨の対象年齢ではなくても、日本

第1期	初 回 1回目 2回目	6日～28日までの間に2回目を接種
	追 加	2回目終了から概ね1年後に接種
第2期		第1期の3回接種終了後であれば5年をあけて接種

■母子手帳を確認し、必要な回数(4回)を接種するようにしましょう。

脳炎定期予防接種の回数が不足していて、接種を希望される方は、母子手帳を持参し、予防票の交付申請をしてください。

サマージャンボ

2000万サマー

同時発売

1等・前後賞合わせて
5億円
(1等 4億円、前後賞 各5千万円)

2000万
×450本

7月9日(月)発売
(2012年市町村振興宝くじ)

発売期間
平成24年7月9日(月)～7月27日(金)

抽選日 平成24年8月7日(火)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

母(父)と子の集い

「親子のふれあい」をテーマに、同じ境遇の母子家庭・父子家庭の親と子が、集い語らう場所を作り、ひとり親家庭の児童の健全な精神と育成を図る。



●日 時 平成24年7月21日(土)

午前9時～午後4時

●場 所 富士急ハイランド

富士吉田市新西原5-6-1

☎0555-23-2111

●日 程 午前9時(集合・開会式・記念撮影)

午前9時30分(チケット配布・入場)

午後3時45分(集合・閉会式)

午後4時(解散)

●参加人員 母子家庭・父子家庭の親子250人

●参加費 入園料込フリーパス

・大人 3,000円 ・中学生 2,500円

・小学生以下 2,000円

※入園料のみの場合

・大人 800円 ・小人(3歳～小学生) 450円

◆会場の規定により食べ物・飲み物の持ち込みはご遠慮下さい。(昼食等は各自でお願いします)

◆参加申込み期限

各都市町母子寡婦福祉連合会へ別添申込書により、7月5日までにお金を添えてお申込み下さい。(先着順)

◆都市町に母子寡婦福祉連合会のない場合については山梨県母子寡婦福祉連合会

(☎055-252-7014)までお問い合わせください。

夏のEVE愛ひとみ相談会

お子さまの見え方について不安を感じている方、成人されてから目に障害を持ち悩んでいる方、視覚に課題がある子どもさんを指導されている先生など、目のことでお悩みの方は、お気軽にご相談ください。

●日時

7月7日(土)、7月8日(日)

8月25日(土)、8月26日(日)

※時間はいずれも午前10時から午後3時まで。

●会場

山梨県立盲学校

(甲府市下飯田2-10-2)

*これは本校の入学相談会ではありません。

●相談費用 無料

●申し込み方法

前日までに電話で申し込みをお願いします。

受付時間は、平日午前9時から午後5時まで。

●問い合わせ先

山梨県立盲学校

☎愛ひとみ相談支援センター

担当：吉田

☎055(226)3361

FAX 055(226)3362

山梨県景観セミナーを開催します

美しい景観は、私たちの生活に潤いをもたらす、地域への誇りや愛着を生み出すとともに、訪れる人々をも魅了する貴重な財産です。県では、平成24年1月に「美しい県土づくり推進会議」を設立し、県民・事業者・専門家・公的団体・行政等の多様な主体による良好な景観づくり・地域づくりを更に進めていくこととしました。そこで、県民の皆様は、景観への理解を更に深めていただくために、専門家を招いて次のとおり「景観セミナー」を開催しますので奮ってご参加ください。

●日時 平成24年7月26日(木)

午後1時30分～4時

●場所 県立文学館(甲府市)

貢川一丁目5-35

●講師

吉田慎悟(色彩計画家)

●内容 「まちの景色をつくる屋外広告・・・美しい山梨

県の景観形成に寄与する屋

外広告物のあり方」

●定員 200名

●参加費 無料

●申込 どなたでも参加でき

「七夕まつり」の開催について

日時

平成24年7月29日(日)

午前10時～午後4時

会場 八朔祭屋台展示庫前

(都留市消防署隣)

①七夕飾り・パネル展

②都留文科大・災害ボ

ンテ

イアチームVS(バーサス)

これまでの活動の様子をパ

ネル展として報告します。

写真展「100人が見た東

北」第3弾を開催

③フリーマーケット

④体験イベント

⑤飲食コーナー

※③・④は雨天時中止

問合せ先

39マーケット

小峰

☎080-4830-4298

ですが、事前に人数を把握したいので、県の美しい県土づくり推進室へ氏名または人数をご連絡ください。

●問い合わせ先

山梨県美しい県土づくり推進室

☎055(223)1325

西桂町役場 総務課

行事予定人のつぎ

平成24年度富士五湖広域行政事務組合 消防職員採用試験実施要項



富士五湖広域行政事務組合消防職員採用試験を次のとおり実施します。

① 採用職種及び採用予定人員

- (1) 職 種 消防吏員
(2) 採用予定人員 若干名

② 受験資格

(1) この試験が受けられる者

- ①大学卒：昭和61年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者。
②高校以上卒：昭和63年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者。
③平成25年3月前記①、②の学校を卒業見込みの者。

(2) 身体要件

- ①身長：1.6メートル以上。
②胸囲：身長2分の1以上。
③体重：52キログラム以上。
④体質：健全で四肢に支障のない者。
(呼吸器・心臓疾患・腹部内臓器に疾病のない者)
⑤視力：弁色力及び聴力が完全である者。
⑥言語明瞭で発声充分である者。

(3) 住居要件

採用時において構成市町村（富士吉田市・西桂町・忍野村・山中湖村・富士河口湖町・鳴沢村）に住所を有し、その後も当該地域に継続して居住する者。

③ 欠格事項

- (1) 日本の国籍を有しない者。
(2) 成年被後見人及び被保佐人。
(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
(4) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
(5) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

⑤ 第一次試験

(1) 日時及び場所

平成24年9月16日（日）
午前9時00分
(受付時間：午前8時30分)
山梨大学（甲府市酒折2-4-5）

(2) 試験方法

- ①教養試験（公務員として必要な知識・技能についての試験を行う。）
②消防適性検査（消防職員としての適応性の検査を行なう）
③一般性格診断検査

④ 受験手続及び受付期間

- (1) 山梨県町村職員統一採用試験申込書に記入して申込み下さい。郵送の場合は、封筒の裏に「町村職受験」と朱書きし書留郵便にして下さい。なお「受験票」には宛先を明記し、50円切手を貼って下さい。
(2) 申込書の受付期間
平成24年7月17日（火）から8月7日（火）まで。
受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。
(土曜、日曜日及び祝日は除きます。)
なお、郵送の場合は8月7日消印のあるものまで受け付けます。
(3) 申込先及び問合せ先
〒403-8599
富士吉田市下吉田1896番地
富士五湖広域行政事務組合
富士五湖消防本部 管理課
☎ 0555-22-4428

⑥ 第二次試験

(1) 日時及び場所

平成24年11月5日（月）
日時及び場所等については第一次試験合格者に通知します。

(2) 試験方法

- ①文章による表現力等についての試験。
②人物についての面接による試験。
③職務遂行に必要な体力度試験。
(運動靴、ジャージを持参。)

特別講演会

「長生きすればするほど楽しくなる人生を送るために」

日時 平成24年7月8日(日)

午後1時30分～4時30分

場所 富士五湖文化センター
ふじさんホール

入場無料

演者 多和田真人先生
(塩山市民病院副院長)

皆さんのご来場を心より願っております。

【問合せ先】

保坂内科クリニック
☎ 0555(22)5070

生物多様性まつり 2012



した工作体験や野外観察会その他、日本各地の世界遺産や富士山についてパネルで紹介いたします。

日時 8月5日(日)

午前9時～午後5時

場所

環境省生物多様性センター

対象 どなたでも

参加費 無料(野外観察会は保険代50円程度必要)

申込み

一部プログラムは事前予約が必要

問い合わせ先

環境省生物多様性センター
(山梨県富士吉田市上吉田)

剣丸尾5597-1)

☎ 0555(72)6031

URL <http://www.biodic.go.jp/>

内容

自然の「たからもの」を利用

テーマ

「スツクと学ぼう!」
自然のたからもの

学校見学及び入学 相談等のご案内

しています。
【授業見学週間】
平成24年7月9日(月)～
7月13日(金)

山梨県立盲学校は、視覚障害のある方の職業自立を目指す職業学科が高等部に設置されており、視力が弱いために車の運転ができないなどの理由により就職問題で悩んでいる方、視力低下に伴い現在の仕事が難しくなっている方、中学校・高等学校卒業後、適当な進路が見つからない方やその家族、またそうした方々を支援されている皆様にぜひ、本校について知っていただきたいと考えております。

本校では、そのような皆様に学校見学及び入学相談を行っております。お気軽にご来校ください。詳細については、お問い合わせください。お待ちしております。

●場所及び時間帯

山梨県立盲学校

(甲府市下飯田2-10-2)

【学校見学及び入学相談】

・年間通して電話及びメールによる相談を受け付けています。

・毎週水曜日午前9時から正午、毎週木曜日午後1時30分から3時までを学校見学及び入学相談日として設定

【高等部本科保健療科】

中学校卒業後(卒業見込み)

またはそれと同等の学力の方
あん摩マッサージ指圧師国家試験受験資格

【高等部専攻科保健療科及び高等部専攻科理療科】

高等学校卒業後(卒業見込み)またはそれと同等の学力の方
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師国家試験受験資格

●申し込み方法

事前に電話でお申込み下さい。受付時間は、平日午前9時から午後5時まで。

●問い合わせ先

山梨県立盲学校
教務係 担当 白倉、保坂
☎055(226)3361
FAX 055(226)3362
E-mail ysvt@kaied.jp

一般家庭メンテナンス 技能講習会

サッシ・網戸のメンテナンス、襖、障子の張替えや、水廻りの清掃等、効率的な作業の方法を講義と実技で習得し就職・就業を目指します。

日時

平成24年7月31日(火)～8月10日(金) 土、日、月を除く8日間
午前9時30分～午後4時

場所

大月市・勤労青年センター

対象者

①就職・就業を希望する55歳以上の高齢者を対象
②公共職業安定所に事前の求職登録が必要です。

受講料

無料

定員

20名

定員が上回る場合には書類選考等により決定し、可否通知は郵送にて連絡します。

締切 7月18日(水)

申込・問合せ

公益社団法人山梨県シルバー人材センター連合会
☎055(228)8383

屋外広告物の 適正化について

普段皆さんが屋外に設置している広告看板等は、商業活動を支えるのにとても大切な手段で、それぞれの個性を表現する有効な方法の一つですが、無秩序に設置されると街並みや自然景観を乱す原因ともなっています。

屋外広告物は「山梨県屋外広告物条例」により、その「大きさ」「色合い」等の基準が定められていますが、実際はこの基準に見合わない広告物も見受けられます。

近年、美しい県土づくりへ

の関心が高まってきていることから、県では今年より屋外広告物の適正化を進めています。今後、戸別訪問により看板の調査や条例の説明、適正化のお願い等をさせていただきます。

詳しくは山梨県のホームページをご覧ください。

「山梨県 屋外広告物に関すること」で検索してください。

◆問い合わせ先

富士・東部建設事務所
都市計画・建築課
都市計画担当

☎0554(22)7836

Q

富士急ハイランドでは西桂町の町民の方を対象に特別料金を設定しました

期間 平成24年7月14日(土)～7月31日(火)

設定料金

業種	区分	設定料金	通常料金
フリーパス券	大人	3,000円	5,000円
	中人	2,700円	4,500円
	小人	2,400円	3,700円

※町民の証明書(小学生名札)等をご持参ください。

母親クラブ

●5/18(金)

英語あそびでは、リズムに合わせて親子で体を動かし、絵本の読み聞かせでもお話を良く聞いていました。親子で遊びグッズを作り、0歳～2歳のお友達みんなで楽しめました。

●7/20(金)10時～YLO2階

親子でかき氷作りをします。自分で作ったかき氷を、お友達と一緒に楽しく美味しく食べましょう♪

保 育 所

●一日保育士

5月17日(木) 24年度役員の方々に一日保育士として入室していただきました。お父さん、お母さん先生とたっぷり遊び、甘えることが出来、子ども達は大満足。役員の方々は子ども達と体を動かし、正直疲れた様子でしたが、貴重な経験ができ、園の様子がよくわかり良かったなどの感想をいただきました。

●父母の会

5月26日(土) 父母の会が行われました。集会では、歌やふれあい遊び、ペープサートの出し物などを親子で楽しみました。各部屋では、新聞遊び、紙粘土遊び、ちぎり絵を親子で取り組み、子ども達の成長を感じていただけました。もっと子ども達とふれ合っていきたいと思っていただくことのできた一日となり何よりでした。

●虫歯予防教室

6月7日(木)虫歯予防教室が行われました。今年は、食育改善推進グループの方々や歯科衛生士さんのご協力による、エプロンシアターや歯みがき指導を行ない、歯の健康について多くのことを学ぶことができました。午後には3歳児の親子を対象に歯科衛生士、保健師、栄養士による講義、歯磨き指導、カラーテストを使用しての磨き残しチェックなどを行って学び多い一日となりました。

児童館事業

●5/12(土) からだを動かそう！

バトミントンをして楽しみました。風もなく続けて打つ事が出来たので、終わる頃にはとても上手になっていました。

●5/26(土) 作って遊ぼう

児童館の材料を使ったり、家から写真などをもってきたお友だちもいましたので、色々工夫をしてかべ飾りや写真パネル等を作りました。自分の作品をラミネートをしたり...大切な作品も作事が出来ました。

●6/9(土) 第15回児童館こどもまつり

今回は雨の中ではありますが270名程の参加者に、会場はおおにぎわいとなりました。都留文科大学の学生による「だるまさんゲーム・じゃんけん列車」から始まり、1Fの散歩道・ストラックアウト・クリス先生のマジックバルーンコーナー。集会室では小さい子どもお家の人と一緒に、小学生はおかわりもしてカレーライス・フルーツゼリーをいただきました。制作はファイルにシールでデコレーションコーナー・コースターにボンドで絵を書き色砂で装飾の砂絵コーナーも大人気...！そしてスーパーボールすくいもコインや出目金・恐竜等の色々な浮かぶおもちゃがありとても楽しかったようです。民生委員さんをはじめ、講師の方、大学生、中学生の皆さんに感謝致します。多くの方々のご協力により“こどもまつり”が開催できました。今後も児童館へのご理解、ご協力を宜しくお願い致します。

***7/21(土) ガーテニング教室があります。詳しくは7月の児童館だよりに掲載しますので宜しくお願いします(´・`)/〜**

子育て支援センター

	日 付	時 間	持ち物	その他
① お話の会	7月2日(月)	午前10:30～11:00		スタッフによる手遊びや絵本の読み聞かせを行います。
② 土曜日開放日	7月7日(土)	午前10:00～11:45		普段仕事で利用できないお父さん方もたまには、一緒に遊びませんか？
③ 7・8月台同誕生会	7月13日(金)	午前10:30～11:30		お誕生児のお友達を皆でお祝いして楽しみませんか？ ※参加者の方は、前日までに連絡ください。誕生児のお子さんは、早めに入室お願いいたします。
④ リトミック遊び	7月18日(水)	午前10:30～11:00	タオル・飲み物	音楽に合わせて親子でリトミック遊びを楽しもう♪
⑤ 赤ちゃん広場	7月23日(月)	午後1:15～3:00		1歳未満のお友達と保護者 ※たまには、息抜きをしながらお話ししたりふれあい遊びをしたり楽しみませんか？
⑥ プール遊び	7月26日(木)	午前10:30～11:30	水着・帽子・着替え(排泄が自立していない子は、市販の水遊び用パンツ)・飲み物・タオル	保育所の大きなプールをお借りし皆でプール遊びを楽しみましょう♪ ※保護者の方も濡れてもよい服装でお願いします。
⑦ 泥んこ・シャボン玉遊び	7月30日(月)	午前10:30～11:30	汚れてもよい服装・着替え・サンダル・帽子・飲み物・タオル	場所：ランランランド(近隣の公園)10分前に支援センターに集合し皆で行きませんか？

写真は16ページの
フォトニュース！

人口と世帯

平成24年6月1日現在

男	2,292人(+6)
女	2,368人(-5)
合計	4,660人(+1)
世帯	1,521世帯(+2)

下暮地 酒井 秀実 秀
下暮地 田口 忠道 茂子
上町 滝口 義博 操
下暮地 中野 義輝 文夫
おくやみ(死亡) 親族
柿園 鈴木 仁勝 俊勝
上町 柏木 真洗 隆聖
上町 高部 琥珀 創太
倉見 吾妻 実莉 輝昭
柿園 中村 准也 知弘 保護者
おめでた(誕生)

5月届出

7月・8月上旬 行事予定表

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
7月 1 ●特定健診及び各種がん検診 am8:30~10:30 (いきいき健康福祉センター)	2 ●特定健診及び各種がん検診 am8:30~10:30 (いきいき健康福祉センター)	3 ●両親学級 pm7:30~9:30 (いきいき健康福祉センター)	4	5 ●母子手帳交付 am9:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	6 ●アクティブクラス pm8:00~ (いきいき健康福祉センター)	7 ●中学校図書館一般開放日 am10:00~pm3:00 ●児童館事業 am10:00~12:00
8	9	10	11 ●ふれあい健康相談 am10:00~12:00 (ふれあいサロン三ツ峠)	12	13 ●アクティブクラス pm8:00~ (いきいき健康福祉センター)	14
15	海の日 16	17	18 ●1歳6ヶ月児健診 pm1:15~ (いきいき健康福祉センター)	19 ●母子手帳交付 am9:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	20 ●にこにこ親子ベビーマッサージ am10:30~ (子育て支援センター) ●アクティブクラス pm8:00~ (いきいき健康福祉センター)	21 ●中学校図書館一般開放日 am10:00~pm3:00 ●児童館事業 am10:00~12:00
22	23	24	25	26	27 ●アクティブクラス pm8:00~ (いきいき健康福祉センター)	28
29	30	31 ●離乳食・育児教室 am10:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	8月 1	2 ●母子手帳交付 am9:00~12:00 (いきいき健康福祉センター) ●5歳児健診相談 pm4:00~ (いきいき健康福祉センター)	3 ●アクティブクラス pm8:00~ (いきいき健康福祉センター)	4 ●中学校図書館一般開放日 am10:00~pm3:00
5	6	7	8 ●ふれあい健康相談 am10:00~12:00 (ふれあいサロン三ツ峠)	9	10 ●アクティブクラス pm8:00~ (いきいき健康福祉センター)	11
12	13	14	7月の納税 ●固定資産税……………2期 ●介護保険料……………1期 ●国民健康保険税…1期 ●後期高齢者医療保険料 1期			

広報に関するご意見・ご感想・ご質問は

TEL: 0555-25-2121 FAX: 0555-20-2015
E-mail: kouhou@town.nishikatsura.yamanashi.jp

フオトニユース

母親クラブ



児童館



作って遊ぼう



こどもまつり



からだを動かそう!



保育所



一日保育士



父母の会



虫歯予防教室



子育て支援センター



土曜日解放事業



4. 5. 6 月合同誕生会